

「電車・バスで行こう！」推進事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「電車・バスで行こう！」推進事業業務の契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「電車・バスで行こう！」推進事業

(2) 業務内容

別紙「「電車・バスで行こう！」推進事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりに

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 委託料の上限額

金 5,650,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※この上限額とは別に、契約手続きの中で予定価格を設定します。

3 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている単独企業又は複数の企業で構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。

(1) 単独企業

- ① 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること
- ② 富山県庁での対面又はWEB会議ツールにより行う打合せに、常時参加できる体制を整えていること
- ③ プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- ④ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- ⑤ 本プロポーザルの募集開始の日から受注者決定の日までの間、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でないこと
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- ⑦ 国税及び地方税を滞納していないこと
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- ⑨ 次のいずれにも該当しない者であること
 - ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

(2) 共同企業体

- ① 共同企業体の代表者が、3 (1) ① ～ (1) ③に掲げる全ての要件を満たす者であること
- ② 各構成員が3 (1) ④ ～ (1) ⑨に掲げる全ての要件を満たす者であること
- ③ 共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること
- ④ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること
- ⑤ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと
- ⑥ 次の事項を定めた共同企業体に係る協定書（以下「協定書」という。）を締結していること又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること

ア 目的 イ 共同企業体の名称 ウ 構成員の名称及び所在地

エ 代表者の名称 オ 代表者の権限 カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率

キ 構成員の責任 ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

コ 解散後の瑕疵担保責任 サ 取引金融機関 シ その他必要な事項

4 質問の受付及び回答

質問については、質問書（様式第1号）により提出してください。

- (1) 提出方法 電子メール（必ず電話で到達確認をしてください。）
- (2) 提出先 富山県交通政策局地域交通・新幹線政策室交通戦略企画課
E-Mail : asokosei@pref.toyama.lg.jp
電話番号：076-444-3124（直通）
- (3) 提出期限 令和7年4月23日（水）17時（必着）
- (4) 回答 令和7年4月25日（金）17時までに、富山県ホームページの「公募型プロポーザル」ページに掲載します。
- (5) その他 次の質問については、受け付けません。
ア 評価基準の配点に関する質問
イ 他の応募者に関する質問
ウ その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

5 プロポーザル参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により必要書類を提出してください。

- (1) 提出書類 プロポーザル参加申込書（様式第2号）
- (2) 提出方法 電子メール（必ず電話で到達確認をしてください。）
- (3) 提出先 4 (2) に同じ
- (4) 提出期限 令和7年4月30日（水）17時（必着）
- (5) その他 参加申込後に参加を辞退する場合は、令和7年5月7日（水）17時までに辞退届（様式任意）を提出してください。

6 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次により提出してください。

(1) 提出書類

① 企画提案書（様式第3号）

② 企画提案内容（任意様式）

別紙仕様書を参照の上、次の項目を具体的かつ簡潔に記載してください。

- ・企画提案コンセプト
- ・別紙仕様書を踏まえた企画の内容
- ・実施スケジュール

③ 業務実施体制（任意様式）

以下の内容を記載してください。

- ・責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制などを記載してください。
- ・本委託業務に関連する事業の実績があれば、当該事業の概要を記載してください。

④ 概算見積書（任意様式）

上記「2（4）委託料の上限額」の範囲内において、本委託業務を実施するために必要な経費の全ての額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載してください。また、経費の内訳がわかるように記載してください。

⑤ 参加者の概要（会社概要等）がわかる資料（任意様式）

共同企業体の場合は、各構成員の概要がわかる資料も提出してください。

(2) 提出方法

電子メール（PDF形式で添付。必ず電話で到達確認をしてください。）

なお、ファイル容量が大きい場合の送信方法については、参加申込をされた方に別途お知らせします。

(3) 提出先 4（2）に同じ

(4) 提出期限 令和7年5月12日（月）15時（必着）

(5) 提出に当たっての注意事項

提出された企画提案書等は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は変更又は取消しを行うことはできません。

7 審査方法

(1) 審査方法

審査は、上記6で提出された企画提案書等の書面について、審査員が別紙「「電車・バスで行こう！」推進事業業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書審査基準及び採点表」に基づき、審査員ごとに採点を行い、各審査員の採点の平均点が最も高い1者を選定し、契約候補者とします。

ただし、各審査員の採点の平均点が、満点の50パーセントを満たす企画提案者がいなかった場合には、この限りではありません。また、いずれかの審査項目において、不可と判断された場合は失格とします。

なお、概算見積書の金額が安価な提案を行った者を、第一義的に選定するものではありません。

また、プレゼンテーション審査は行いません。

(2) 審査結果通知

審査結果は、参加者に後日書面で通知するとともに、契約候補者の名称等を富山県ホームページの「公募型プロポーザル」ページで公表します。

なお、審査結果に関する質問については回答しません。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ② 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③ 提出書類に不備があった場合
- ④ 他の参加者と、企画提案の内容について相談を行ったことが判明した場合
- ⑤ 審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥ その他、本実施要領に違反する行為があった場合

8 事業者との契約

選定された契約候補者とは別途協議し、仕様を確定した上で業務委託契約を締結します。

必要な契約条件に合致しない場合、契約を締結しない場合があります。この場合、次点の者と契約締結について協議します。

9 その他

- (1) 提出する案は、提案者1者につき1案とします。
- (2) プロポーザル参加に要する費用は、すべて参加者の負担とします。
- (3) 委託業務の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載のない事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。
- (4) 受注者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、受注者があらかじめ県と協議し、県が承認した場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができます。

10 スケジュール

令和7年4月17日（木）	公募開始（県ホームページに実施要領等掲載）
令和7年4月23日（水）17時	質問書の提出期限
令和7年4月25日（金）17時	質問書への回答（県ホームページに掲載）
令和7年4月30日（水）17時	参加申込書の提出期限
令和7年5月7日（水）17時	辞退届の提出期限
<u>令和7年5月12日（月）15時</u>	企画提案書等の提出期限
令和7年5月中旬（予定）	契約候補者の選定